

東京家庭裁判所委員会報告

「遺産分割調停と相続法改正 ～東京家庭裁判所における取組～」

東京家庭裁判所委員会委員 第二東京弁護士会 大竹 寿幸(57期) ●Toshiyuki Otake

2020年2月5日に開催された家庭裁判所委員会について報告します。

2018年7月にいわゆる相続法が改正され、2019年1月から自筆証書遺言に関する規定の施行を皮切りに、多くの規定が同年7月1日から施行され、そしていよいよ配偶者居住権に関する規定が2020年4月1日から施行されます。このような状況で開催される家裁委員会ということもあり、東京三弁護士会の地方裁判所委員会・家裁委員会バックアップ協議会では、改正相続法に関する審議会幹事を務められた方をお招きした事前学習会を経て、万全の準備をして家裁委員会に乗り込んだのでした。

まずは、東京家裁家事5部部総括判事から、東京家裁における家事5部の位置付け・沿革、調停手続と審判手続の違いについて説明がありました。うんうん。家裁委員会は、法律の専門家ではない市民委員が多数参加しますので、そこから説明が始まるのもやむを得ない。いや当然です。念のためにお伝えしますと、現在の家事5部が遺産分割のみを扱う専門部となったのは2002年11月からで、現在は裁判官5人の体制です。そして2018年の全家裁における新受件数は15,000件を超え、そのうち東京家裁は約1,500件ですので、なんと家事5部の裁判官は年間300件もの新件を担当するというのですから驚きです。審理期間は24%が6ヶ月以内、61%が1年以内に、平均期日回数7.1回で終了しており、終局事由は調停成立が51%、調停に代わる審判が18%、審判はわずか6%ということでした。

続いて、東京家裁の取組として「段階的進

行モデル」や当事者の理解をサポートするための各種説明ツールを採用していることが紹介されました。「段階的進行モデル」は2008～2009年ころから運用が開始されたもので、調停室には「遺産分割調停の進め方」と題するラミネート加工されたチャート図が用意されています。これにより別段階の主張が渾然と主張されることを防止し、段階ごとに当事者の中間合意を成立させながら進めることで、各段階の蒸し返しを防止することができます。当事者にとっても手続が順調に進行している実感が得られる優れものということでした。また、どのようなものが遺産分割協議の対象となる遺産なのか、どのようなものが特別受益や寄与分に該当するのかなどを説明したQ&Aなども調停室に準備されていたり、当事者控室には約15分の遺産分割手続の紹介映像が流れていたりしました。これらは弁護士には見慣れた光景ですが、当事者控室や調停室を見学に行った際、「おお、初めて入るよ!」とか、質疑応答時に「親切な資料を用意されていることに感銘を受けました。」と感想を述べる委員もいらっしゃいました。

さて見学から戻って質疑応答です。

- ① 改正相続法で相続人以外の親族が財産の維持増加に貢献した場合に請求する「特別の寄与料」制度が創設されましたが、権利行使期間が相続開始及び相続人を知った時から6ヶ月以内かつ相続開始の時から1年以内となっています。しかし、相続人の配偶者(多くは妻でしょう)等が上記期限内に権利行使するのは困難ではないかとの問題

意識から、相続開始から遺産分割調停申立までの平均期間について尋ねましたが、東京家裁は統計を取っていないとのことでした。

- ② 改正相続法が適用される事件がちらほらと申し立てられてきたそうですが、改正相続法の制度が扱われるのか、運用状況・課題などはまだ不明ということでした。
- ③ 配偶者居住権の評価については議論中で、家裁としての考え方が実際に当事者に受け入れられるかというあたりを見ていきたいということでした。
- ④ 当事者が期日に出席できない場合の、電話調停などの運用状況は、代理人弁護士の場合は事務所で対応していただけるが、当事者の場合は最寄りの家裁に出頭してもらっているとのことでした。関連してIT化については、調停手続きの性質上、重要な節目には当事者に出頭してもらおうのがふさわしいのではないかとのご意見でした。
- ⑤ その他、市民委員からは、事実婚の場合はどうなるのか（遺言相続となるため家事5部では扱わない）、調停事件の当事者の人数（相続人が高齢な事案では、相続人が途中で

亡くなったりすることで当事者が多数となることもある）等の質問がありました。

- ⑥ 印象に残ったのは、相続人が高齢化していることもあり、相続人が当事者ではない人の影響を受けやすかったり、まだまだ自分の権利を主張しないことが美德とされる風潮が残っていたりするので、自分で自分を守れない人を家裁はサポートしてほしいとの要望が出されたことでした。これはまさに家裁が職権主義に基づき、後見的立場から具体的に妥当な結論を導いていくという役割です。弁護士も調停委員として手続に参加することもあります。この点は肝に銘じなければならない点だと思いました。

改正相続法の運用に関しては情報が得られませんでした。今後の家裁委員会に乞うご期待ということにしましょう。

今回は、2020年6月23日（火）、テーマは「成年後見制度の利用促進に向けた取組状況について」です。



※地裁・家裁の各委員会で取り上げてもらいたい話題やご意見等がありましたら、当会バックアップ協議会担当者（第二東京弁護士会司法調査課 電話番号03-3581-2259）までご連絡ください。

刑事贖罪寄付・篤志家寄付は第二東京弁護士会へ

～刑事贖罪寄付等は二弁へ～

「東京三会は、日弁連と共同して、法律援助事業を実施しています。法律援助事業は、市民の方への法的サービスを目的として、人権救済の観点から、犯罪被害者、難民、子ども等、弁護士による法律援助を必要とされる方々のために行っております。」

当会会員の紹介による刑事贖罪寄付や篤志家寄付もまた、日弁連と当会とが共同して受け入れております。弁護士会館9階の第二東京弁護士会事務局人権課（TEL：03-3581-2257）にて手続をお願いします。日弁連と当会連名の、寄付を受けた証明書を発行いたします。なお、振込による入金も可能ですので、お問い合わせください。

お問合せ先：事務局人権課（TEL：03-3581-2257）